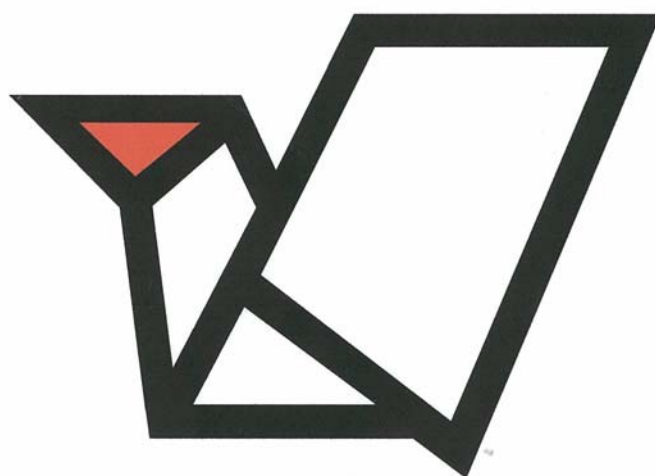


令和2年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



令和2年8月28日

令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

令和2年8月28日（金曜日）

（目次）

| | |
|---|----|
| 議事日程・場所 | 1 |
| 付議事件 | 2 |
| 出席議員の氏名 | 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| 職務のため出席した書記の職氏名 | 3 |
| 臨時議長の選出 | 4 |
| 開会 | 4 |
| 広域連合長開会挨拶 | 4 |
| 仮議席の指定 | 5 |
| 議長の選挙 | 5 |
| 副議長の選挙 | 6 |
| 議会運営委員会委員の選任 | 6 |
| 休憩 | 7 |
| 再開 | 7 |
| 正副委員長互選の報告 | 7 |
| 議席の指定 | 7 |
| 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 会期の決定 | 7 |
| 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて （令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第2号）） | |
| 提案理由説明 | |
| ・鈴木事務局長 | 8 |
| 採決 | 8 |
| 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて （神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例） | |
| 提案理由説明 | |
| ・鈴木事務局長 | 9 |
| 賛成討論 | |
| ・北谷まり議員 | 9 |
| 採決 | 9 |
| 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて （令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）） | |
| 提案理由説明 | |
| ・鈴木事務局長 | 10 |
| 採決 | 10 |
| 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて （神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例） | |
| 提案理由説明 | |

| | |
|---|----|
| ・鈴木事務局長 | 11 |
| 議案関連質疑 | |
| ・北谷まり議員 | 11 |
| ・鈴木広域連合長 | 12 |
| 採決 | 12 |
| 諸般の報告 | |
| ・例月現金出納検査（令和元年12月分から令和2年5月分まで）の結果について | 12 |
| 一般質問 | |
| ・北谷まり議員 | 13 |
| ・鈴木広域連合長 | 14 |
| ・北谷まり議員 | 15 |
| ・鈴木事務局長 | 15 |
| 議案上程 | |
| 議案第8号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） について | |
| 提案理由説明 | |
| ・鈴木事務局長 | 16 |
| 採決 | 16 |
| 認定第1号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 認定について | |
| 提案理由説明 | |
| ・鈴木事務局長 | 16 |
| 反対討論 | |
| ・北谷まり議員 | 18 |
| 採決 | 18 |
| 認定第2号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について | |
| 提案理由説明 | |
| ・鈴木事務局長 | 18 |
| 議案関連質疑 | |
| ・北谷まり議員 | 19 |
| ・鈴木広域連合長 | 21 |
| ・北谷まり議員 | 22 |
| ・鈴木事務局長 | 22 |
| 採決 | 22 |
| 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求める ことについて | |
| 提案理由説明 | |
| ・鈴木事務局長 | 23 |
| 採決 | 23 |
| 陳情第5号 後期高齢者医療への国の責任ある財政支援の拡充、医療費窓口負担の 現状維持を求める意見書提出の陳情 | |
| 議会運営委員会へ付託 | 24 |
| 休憩 | 24 |
| 再開 | 24 |
| 陳情第5号 後期高齢者医療への国の責任ある財政支援の拡充、医療費窓口負担の 現状維持を求める意見書提出の陳情 | |

| | |
|-----------------|----|
| 委員長報告 | 24 |
| 賛成討論 | |
| ・北谷まり議員 | 24 |
| 採決 | 25 |
| 閉会中継続審査 | 25 |
| 議決事件の字句及び数字等の整理 | 26 |
| 広域連合長閉会挨拶 | 26 |
| 閉会 | 26 |
| 議決結果等 | 27 |
| 会議録署名 | 27 |

(資料)

- 定例会資料
- ・議案書
 - ・歳入歳出決算書及び附属書類
 - ・主要施策の成果説明書
 - ・歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書

- 議案説明資料
- ・議案説明資料

- 議場配付資料①
- ・議事日程表 (第1号)
 - ・議事日程表 (第2号)
 - ・議会運営委員会委員名簿 (案)
 - ・議席表

- 議場配付資料②
- ・質問発言通告表
 - ・諸般の報告
 - ・監査委員の選任について
 - ・陳情文書表及び陳情書

- 議場配付資料③
- ・委員会付託事件審査報告書
 - ・議事日程表 (追加)
 - ・継続審査申出書

○議事日程・場所

令和2年8月28日 午後2時30分 開会

於：藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール

- 日程第 1 . 臨時議長の選出
- 日程第 2 . 広域連合長挨拶
- 日程第 3 . 仮議席の指定
- 日程第 4 . 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5 . 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 . 議席の指定
- 日程第 8 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 9 . 会期の決定
- 日程第 10 . 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 11 . 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 12 . 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 13 . 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 14 . 諸般の報告
- 日程第 15 . 一般質問
- 日程第 16 . 議案第8号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 17 . 認定第1号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 . 認定第2号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 20 . 陳情第 5 号 後期高齢者医療への国の責任ある財政支援の拡充、医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

日程第 21 . (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

- 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号))
- 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))
- 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第 8 号 令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について
- 認定第 1 号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 同意第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第 5 号 後期高齢者医療への国の責任ある財政支援の拡充、医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

○出席議員（20人）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 草間 | 剛 | 11番 | 小幡 | 沙央里 |
| 2番 | 山本 | たかし | 12番 | 石川 | 将誠 |
| 3番 | 藤崎 | 浩太郎 | 13番 | 清水 | 竜太郎 |
| 4番 | 山浦 | 英太 | 14番 | 滝口 | 友美 |
| 5番 | 安西 | 英俊 | 15番 | 楊 | 隆子 |
| 6番 | 望月 | 康弘 | 16番 | 今井 | 実 |
| 7番 | 北谷 | まり | 17番 | 井上 | 貢 |
| 8番 | 野田 | 雅之 | 18番 | 福地 | 茂 |
| 9番 | 矢沢 | 孝雄 | 19番 | 伊東 | 圭介 |
| 10番 | 押本 | 吉司 | 20番 | 戸村 | 裕司 |

○説明のため出席した者

| | | |
|----------|-----|-----|
| 広域連合長 | 鈴木 | 恒夫 |
| 副広域連合長 | 富田 | 幸宏 |
| 事務局長 | 鈴木 | 秀太郎 |
| 企画課長 | 海老塚 | 孝之 |
| 保健事業担当課長 | 牛留 | 雅美 |
| 資格保険料課長 | 古賀 | 伸一郎 |
| 給付課長 | 千葉 | 恵子 |

○職務のため出席した者

| | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 書記長 | 西山 | 直子 | 書記 | 大貫 | 瞳 |
| 書記 | 佐伯 | 力 | 書記 | 重田 | 隼平 |
| 書記 | 中山 | 敬文 | | | |

【臨時議長の選出】

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

皆様こんにちは。事務局長の鈴木でございます。

定刻となりましたので、お手元に配付しました議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号より、日程第 1、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、当広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます今井実議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは、今井議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（今井 実君）

皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、今井実でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いたします。

失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、20 名で、定足数に達しております。

これより、令和 2 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日は、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○臨時議長（今井 実君）

それでは、日程第 2、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

広域連合長の鈴木恒夫でございます。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染症が収まらない中での開催でございますが、このような状況のなか議員の皆様方におかれましては、当広域連合議会定例会に御出席を賜り、まずもって厚く御礼申し上げます。

本日の議会定例会では、令和元年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

また、この制度が確固たるものになるように、国や県等との連携を密にしながら、努めてまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上、私からの御挨拶とさせていただきます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（今井 実君）

これより会議に入ります。

日程第3、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（今井 実君）

次に、日程第4、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第10条第1項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

当広域連合議会議長に、野田雅之議員を指名いたします。これにより、野田議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、野田雅之議員が、議長に当選されました。

野田雅之議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

それでは、野田議長、議長席をお願いいたします。

○議長（野田 雅之君）

ただいま、御推挙いただきまして、議長という要職につかせていただきました野田雅之でございます。

議会の円滑な運営に対しまして、皆様の御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。着席をさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、議事進行中のマスクの着用や、会場入口の消毒の設置など、通常と異なる対応下での開催となっております。

皆さまには、簡潔な質問及び答弁に努めていただくなど、御協力を賜りますようお願いいたします。

【副議長の選挙】

○議長（野田 雅之君）

それでは、お手元に配付しました議場配付資料①の2ページの議事日程表第2号により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

それでは、日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名推選することに決定いたしました。当広域連合議会の副議長に、伊東圭介議員を指名いたします。これにより、伊東議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって伊東圭介議員が、副議長に当選されました。伊東圭介副議長が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました伊東圭介副議長から、御挨拶をお願いいたします。

伊東圭介副議長。

○副議長（伊東 圭介君）

ただいま御指名いただきました伊東圭介でございます。

副議長の要職につくことになりましたことは、大変に光栄でございます。その責任の重大さを痛感しているところでございます。

野田議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう、努めてまいりますので、皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（野田 雅之君）

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第6、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました議場配付資料①の3ページ、議会運営委員会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、503会議室にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後3時01分 再開

【正副委員長互選の報告】

○議長（野田 雅之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記長（西山 直子君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長、石川将誠議員、副委員長、楊隆子議員、以上でございます。

○議長（野田 雅之君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議場配付資料①の5ページ、議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、14番、滝口友美議員、及び18番、福地茂議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第9、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第10、承認第1号、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて、事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

承認第1号について御説明申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。本件につきましては、令和元年度の療養給付費の支払いのため、補正予算を専決処分したことについて、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1、専決処分理由ですが、令和元年度の療養給付費について、予算額を上回ることが確定したため、補正予算を編成しましたが、療養給付費の確定が令和2年第1回定例会後であったことから、令和2年第1回定例会へ上程することができず、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであることから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において、令和2年3月31日付けで専決処分を行いました。

2、補正の内容ですが、歳入は、2款1項の国庫負担金を30億5,962万5千円増額し、歳出は、1款1項の保険給付費を、30億5,962万5千円増額しました。

なお、別冊の議案書において、1ページから15ページに、議案書、専決処分書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。

説明は以上でございます。当該専決処分について、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

承認第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第1号を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第11、承認第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条

例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

承認第2号について御説明申し上げます。議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、条例の一部改正を専決処分したことについて、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1、概要ですが、国内における新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する観点から、事業主から給与等の支払いを受けている労働者本人が当該感染症に感染した場合などに、仕事を休みやすい環境整備をすることが重要であることから、当広域連合においても、当該感染症に起因する傷病手当金の支給ができるよう、条例の一部改正を行ったものです。傷病手当金の支給を迅速に実施する必要があるため、広域連合長において、令和2年6月1日付けで専決処分を行いました。

2、改正の内容ですが、傷病手当金の支給については、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項において、後期高齢者医療広域連合の条例に定めることにより、支給を行うことができる任意給付として規定されております。ついては、傷病手当金を支給することができるように、条例附則に、傷病手当金の支給に関し、支給対象者や支給要件、支給額及び支給期間等を定める規定を加えるため、条例の一部を改正したものでございます。なお、(3)の支給対象期間については、国において、傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間が見直され、9月30日から12月31日まで延長されております。

説明は、以上でございます。

当該専決処分について、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

承認第2号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

北谷まり議員から、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜市会選出、日本共産党、北谷まりです。

傷病手当金の支給ができるよう条例改正されたものです。新型コロナウイルスの感染拡大が収まらないのですから、期間を12月31日までとされているものを、更なる延長を求めます。対象者を事業主に拡大することも求めます。既に被保険者から傷病手当金の申請が出ており、迅速に支給する必要があることから、専決処分を承認するものです。

○議長（野田 雅之君）

以上ですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第2号を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第12、承認第3号、令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて、事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

承認第3号について御説明申し上げます。議案説明資料の9ページ、資料3を御覧ください。

本件につきましては、承認第2号において御説明いたしました新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、補正予算を専決処分したことについて、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1、専決処分理由ですが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、補正予算を編成しましたが、傷病手当金の支給を迅速に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであることから、広域連合長において、令和2年6月1日付けで専決処分を行いました。

2、補正の金額ですが、歳入は、1款1項の市町村負担金を232万1千円、2款2項の国庫補助金を1,300万円、それぞれ増額し、歳出は、1款1項の保険給付費を1,532万1千円増額しました。

なお、別冊の議案書において、23ページから37ページに、議案書、専決処分書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。

当該専決処分について、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

承認第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第3号を承認することに、賛成の皆様のご起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第13、承認第4号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

承認第4号について御説明申し上げます。議案説明資料の11ページ、資料4を御覧ください。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免ができるよう、条例の一部改正を専決処分したことについて議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1、概要ですが、保険料減免は、従来から条例第16条に規定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免について、国の財政支援の対象となる減免基準が新たに示されました。

新たな基準を採用することで、減免の適用を拡大できることから、国の財政支援の減免基準に沿った保険料減免ができるよう、条例の一部改正を行うものでありまして、被保険者の救済を迅速に行う必要があるため、広域連合長において、令和2年6月25日付けで専決処分を行いました。

2、改正の内容ですが、令和2年2月から令和3年3月末までに納期限を迎える保険料額を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比較して10分の3以上の減少が見込まれる場合などに、条例第16条の規定にかかわらず、減免を適用することができるよう、条例の一部を改正したものでございます。

説明は、以上でございます。当該専決処分について、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料②、2ページの議案関連質問発言通告表のとおり、承認第4号について、北谷まり議員から通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。日本共産党を代表して質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について質問します。まず、これまでの申請者数、そのうち全額減免申請者はどれくらい見込まれるのか伺います。また、申請から決定までどれくらいかかっているのか、伺います。被保険者の救済を迅速に行う必要があるとして、専決処分としているのですから、人員体制を強化し、速やかに決定することを求めます。また、申請の資格があるすべての方がもれなく申請できるよう、引き続きの周知徹底と、申請しやすくする手立てを求めますが、どのように進めていくのか伺います。

○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

鈴木 広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、北谷議員の承認第4号関連の質問の1点目、減免申請者総数について、お答えいたします。8月20日現在の申請者総数は362名でございます。

次に、2点目の御質問、全額減免申請者数の見込みについて、お答えいたします。全額減免申請者数については、新型コロナウイルス感染症による、今後の感染者数や経済への影響を正確に見積もることが難しく、見込みは困難であると考えておりますが、8月20日現在の減免審査結果から申し上げますと、審査を完了した49件のうち、全額減免は15件となっております。

次に、3点目の御質問、申請から決定までの所要日数について、お答えいたします。新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の審査については、事業所得等の減少見込額と、前年度の所得額から、被保険者毎に減免額を計算する必要があるなど、通常の減免処理に比べて多くの時間を要しております。当広域連合では、速やかな処理に努めているところでございますが、現在の申請状況や審査の処理状況から鑑みますと、申請から決定までの期間は、概ね2か月から3か月程度と見込んでおります。

次に、4点目の御質問、被保険者への今後の周知方法について、お答えいたします。当広域連合では、これまでも市町村と連携し、広域連合や市町村のホームページへの掲載、7月に被保険者の皆さまへお送りした保険料額決定通知に減免制度のお知らせを同封するなど、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免について周知を図ってまいりました。今後については、9月に神奈川県発行の広報紙や、新聞への記事掲載を予定しており、被保険者の皆さまへ、制度について改めて周知を図ってまいります。

次に、5点目の御質問、申請しやすくするための施策について、お答えいたします。減免申請の受付は市区町村と連携して行っております。新型コロナウイルス感染症の予防などの観点を踏まえ、郵送による申請を受け付けるなど、各市区町村においてきめ細かな受付を実施しているところでございます。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

承認第4号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第4号を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【諸般の報告】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第14、諸般の報告を行います。議場配付資料②、5ページから11ページの例月現金出納検査の結果についてのとおり、令和元年12月分から令和2年5月分までの例月現金出納

検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第 15、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料②の 1 ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

北谷まり議員の、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7 番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

新型コロナウイルス感染症の拡大は日本の医療・福祉・公衆衛生の体制がいかに脆弱なものであったかを浮き彫りにしました。コロナ危機で明らかになった、社会保障の弱体化を引き起こすおもとにあるのは、歴代政権がとってきた社会保障費削減路線です。

特に高齢者の暮らしは打撃を受けています。まず、年金はマクロ経済スライド制度により給付額が自動的に削減されていきます。その上、経済が低迷している中で強行された消費税10%への増税、医療では今期の保険料が前期より8.15%、7,257円引き上げられ、低所得者に対する軽減特例廃止で負担増となりました。これらの冷たい仕打ちは、高齢者をより一層厳しい生活へと追い込んでいると考えますが、見解を伺います。

コロナ危機は、人は誰しも、他者によるケアなしに尊厳ある生活を送れないことを明らかにしました。日本共産党は医療・介護・障害福祉・保育など、命を守るケアに手厚い社会をつくるという方向を示しています。必要なケアを安心して受けられるよう、社会保障・ケアを抜本的に強化することが今こそ求められていると考えますが、見解を伺います。

次はコロナ禍における高齢者の健康についてです。神奈川県保険医協会が実施した新型コロナ緊急アンケートでは、受診控えによる健康悪化の事例として、コロナ感染を恐れ、慢性心不全急性増悪、咳が続いていたが、コロナがこわくて受診せず、来院したときは進行性の肺がんなど、歯科では、治療中断で歯周病の急性増悪などが報告されています。介護サービスを利用している人のうち「利用頻度が減った」と回答したのは、33%に上ったとの報道もありました。高齢者の医療機関への受診控えと介護サービス利用抑制による、重症化と身体機能の低下など、高齢者の健康状態が心配されますが、どう認識しておられるのか伺います。

次に、受診抑制に拍車をかける窓口負担倍化についてです。後期高齢者一人当たり医療費患者負担額は一割負担でも、75歳未満より1.7倍も多いのが実態です。現状の窓口負担1割を倍化することについて、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会は受診抑制が広がると懸念しています。受診抑制が広がれば、さらに深刻な事態となるのは明白です。全世代型社会保障検討会議では、コロナ対応に追われ、検討が困難になったとして窓口負担2割を含む「最終報告」

の提出が先送りされました。全国後期高齢者医療広域連合協議会も、「窓口負担の現状維持を基本とする」との要望書を出されてきました。この際、高齢者の命を守る連合長として、窓口負担2割断念を国に求める気はないのか伺います。

次の、経済立て直しの質問は飛ばします。

後期高齢者医療保険制度は国民を年齢で区切って、高齢者を別枠で強制的に囲み、増大する保険料負担に耐えるか診療を抑制するかを選択を高齢者に求める過酷な保険制度です。この制度が続く限り保険料は上がり続ける傾向にあり、高齢者の生活を脅かし続けていることから、この制度は廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。しかし、現制度のもとで、高齢者の負担を増大させないためには、神奈川県では約47%となっている公費負担割合を引き上げることが必要です。全国後期高齢者医療広域連合協議会として、国の責任ある財政支援の拡充などを求めていることは承知しておりますが、公費の割合を増やすとともに国の負担割合を増やし、社会保障制度として国の責任を果たすことを、連合長として独自に求める考えはあるのか伺います。

○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

北谷議員の一般質問にお答えいたします。多少答弁の順序が前後するかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

まず、1点目、コロナ禍のなか、高齢者の置かれた現状と生活実態についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症は、日本社会全体に深刻な影響を与えており、被保険者の皆さまにおかれましても、厳しい状況にあると認識しております。現在、国を挙げての対策が講じられておりますが、当広域連合においても、必要とされる方に対し、傷病手当金の支給や保険料の減免など、迅速に対応しているところでございます。

次に、医療機関への受診控えによる高齢者の健康状態の認識について、お答えいたします。緊急事態宣言発令期間中の令和2年4月及び5月の当広域連合におけるレセプト件数をみますと、対前年同月比でそれぞれ、4月は13.0%減、5月は14.7%減でしたが、緊急事態宣言解除後の6月は、対前年同月比4.3%減にとどまっております。なお、受診控えなどによる健康状態への影響について、詳細には把握しておりませんが、今後も引き続き、その動向について、注視してまいります。

次に、コロナ禍において求められる医療保険制度など、社会保障に関する認識と見解についてお答えいたします。当広域連合といたしましては、今後も国や県、市町村など、関係機関との連携を図り、被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、保険者としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、窓口負担2割化について、お答えいたします。窓口負担2割化は、国の全世代型社会保障検討会議等で世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点か

ら検討がなされていると承知しております。そのため、本年8月に全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会より、厚生労働大臣に「後期高齢者の窓口負担については、勤労世代の高齢者医療への負担状況に配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し慎重かつ十分な議論を重ねること」及び「やむを得ず窓口負担の割合を引き上げる場合は、十分な周知期間を設け、被保険者に対し見直し内容及び必要性について丁寧な説明を行うとともに、激変緩和措置を講じる等負担割合が増える被保険者に十分配慮すること」を要望しており、当広域連合も賛同をしているところでございます。

次に、3点目の御質問、コロナ禍による深刻な経済状況のなか、経済立て直しを求めることについて、お答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済は平成20年のリーマン・ショックに端を発した金融危機を超える景気の落ち込みが見込まれるなか、わが国経済においても、4月から6月期の国内総生産の速報値がリーマン・ショック直後を大幅に下回る戦後最悪のマイナス成長となるなど、極めて厳しい状況であると認識しております。こうした状況下において、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡のとれた、社会保障制度の安定的な運営には、消費税率を維持し、その財源を社会保障費に充てることは必要なものと考えております。

次に、4点目の御質問、社会保障制度として、国の責任を果たすよう求めることについて、お答えいたします。後期高齢者医療制度における財源負担のあり方については、本年8月に全国後期高齢者医療広域連合協議会より、厚生労働大臣に「定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、高齢者だけが負担増とならないよう、十分な対策を講じること」を要望しており、当広域連合も賛同をしているところでございます。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

全国後期高齢者医療広域連合協議会から、連合長が言われた内容の要望が出されていることは承知していますが、広域連合として独自に要望する気はないのか伺ったところですので、再度伺います。

○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁をお願いします。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

全国後期高齢者医療広域連合協議会による要望は、全国の広域連合が連携して行うものであるため、当広域連合が単体で行うよりも、全国後期高齢者医療広域連合協議会として要望する方が効果的であると考えております。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

【令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第16、議案第8号、令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第8号について御説明申し上げます。議案説明資料の15ページ、資料5を御覧ください。

本補正予算は、令和元年度特別調整交付金の保険者インセンティブ分のうち、未使用の額を、保健事業等支援基金に積み立てるものです。

1、補正予算額ですが、5億4,422万4千円を増額し、予算総額を、36億4,321万1千円とします。

2、補正の内容の（1）歳入は、5款1項1目の繰越金を5億4,422万4千円増額し、予算現額を5億4,422万6千円とします。

（2）歳出は、2款1項3目の保健事業等支援基金費を、歳入同様、5億4,422万4千円増額し、予算現額を5億4,424万9千円とします。

なお、別冊の議案書において、45ページから57ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

議案第8号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第8号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

【令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第17、認定第1号、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

認定第1号について御説明申し上げます。議案説明資料の17ページ、資料6を御覧ください。

1、令和元年度決算の収支ですが、収入総額48億8,639万4,505円、支出総額38億4,872万9,702円、収支差引残額は、10億3,766万4,803円でございます。

2、歳入についての（1）総括表ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳入全体で2,912万7千円、0.6%の増となっています。

（2）歳入の主な増減ですが、分担金及び負担金は、被保険者数の増加等に伴い事業費が増加したことなどにより、3,962万円の増、国庫支出金は、特別調整交付金の、保険者インセンティブ分の交付額が減少したことなどにより、2億2,861万8千円の減、繰入金は、被保険者証の一斉更新や、標準システムの構築等に係る、基金からの繰り入れがなくなったことにより、6億3,594万5千円の減、繰越金は、前年度剰余金の増加により、8億1,401万1千円の増、県支出金は、臨時事業であった後発医薬品使用促進推進事業が終了したことにより、156万8千円の減、となっています。

1枚おめくりいただき、18ページを御覧ください。

3、歳出についての（1）総括表ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、歳出全体で2億7,589万8千円、7.7%の増となっています。また、（2）歳出の主な増減については、資格管理事業費が、2年に1度の被保険者証の一斉更新がなかったことにより、3億6,850万2千円の減、電算システム関係費は、標準システムサーバーの機器更改などが終了したことにより、3億8,709万7千円の減、財政調整基金費は、前年度剰余金の増加や、令和2年度の被保険者証の一斉更新に向けた積み立てを行ったことなどにより、5億8,291万円の増、保健事業等支援基金費は、前年度剰余金の増加により、3億8,799万3千円の増、となっています。

4、基金の状況ですが、（1）財政調整基金については、令和元年度中の取り崩しはありませんでしたが、前年度剰余金など、7億3,766万円を積み立てたことから、令和元年度末の残高は、10億5,635万4千円となっています。

（2）保健事業等支援基金については、令和元年度中の取り崩しはありませんでしたが、前年度剰余金など、7億3,352万6千円を積み立てたことから、令和元年度末の残高は、10億7,905万9千円となっています。

次の19ページを御覧ください。

5、剰余金の状況ですが、収支差引残額10億3,766万4,803円から、令和2年度に、国等に返還予定の、精算額1,143万9千円を差し引いた10億2,622万5,803円が、実質収支差引残額となります。これに、先ほどの基金の残高を加えた31億6,163万9,049円が令和元年度末の、実質的な剰余金となります。

なお、別冊の議案書において、59ページに議案書を、また、別冊資料として決算書及び付属

書類及び主要施策の成果説明書を配付しておりますので、併せて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

認定第1号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

認定第1号について、北谷まり議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

県内33市町村すべてが支援金や拠出金を出しているのですから、全市町村から審議に加わるよう議員定数を増やすべきです。高齢者の声が届く、身近な議会となるよう改善が求められます。マイナンバー制度の運用、インセンティブ補助金が一般会計に入っている仕組み自体に賛成できません。

○議長（野田 雅之君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第1号を認定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数でございます。よって本件は、認定することに決定しました。

【令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第18、認定第2号、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

認定第2号について御説明申し上げます。議案説明資料の21ページ、資料7を御覧ください。

1、令和元年度決算の収支ですが、収入総額9,435億1,815万1,052円、支出総額9,334億2,295万5,315円、収支差引残額は、100億9,519万5,737円でございます。

2、歳入についての（1）総括表ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳入全体で387億555万9千円、4.3%の増となっています。

（2）歳入の主な増減ですが、保険料納付金は、被保険者数の増加や、軽減特例の見直しなどに伴い、40億186万9千円の増となっています。なお、令和元年度現年度分の保険料収納率は、対前年度比0.05ポイント減の、99.42%となりました。市町村支出金の保険料納付金を除

いたものから、3行下の支払基金交付金までについては、療養給付費の増加に伴って、それぞれ増となり、また、その他の収入については、前年度繰越金の減額により、88億3,672万1千円の減となっています。

1枚おめくりいただき、22ページを御覧ください。

3、歳出についての(1)総括表ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、歳出全体で421億3,174万6千円、4.7%の増となっています。また、(2)歳出の主な内訳については、保険給付費に関連する数値の推移を、参考として掲載しています。一つ目の表の被保険者数は、対前年度比4.2%の増となり、三つ目の表の本県の一人あたり医療費は、対前年度比1.5%の増となっております。その結果、二つ目の表の療養給付費等の額は、対前年度比5.8%の増となりました。

続いて23ページを御覧ください。

4、財政運営期間の状況についてですが、令和元年度は、財政運営期間の2年目にあたります。歳出については、一人当たり医療費が見込みを上回ったものの、被保険者数が見込みを下回ったため、財政運営期間を通して、療養給付費等が見込みに比べて、約38億円の減となっています。

歳入については、被保険者数が見込みを下回ったものの、平成30年度の収納率が予定収納率を上回ったことから、財政運営期間を通して、保険料収納額が見込みよりも、約9億円、増加しています。

5、基金の状況ですが、療養給付費等に要する費用として、45億5,967万9千円を取り崩した一方で、前年度剰余金など、16億6,997万1千円を積み立てたことにより、令和元年度末の残高は、96億9,441万5千円となっています。

1枚おめくりいただき、24ページを御覧ください。

6、剰余金の状況ですが、収支差引残額100億9,519万5,737円から令和2年度に、国などに返還する80億4,048万7千円を差し引いた20億5,470万8,737円が、実質収支差引残額となります。これに、先ほどの基金の残高を加えた、117億4,912万3,418円が令和元年度末の、実質的な剰余金となります。

なお、別冊の議案書において、61ページに議案書を、また、別冊資料として決算書及び付属書類及び主要施策の成果説明書を配付しておりますので、併せて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料②、2ページの議案関連質問発言通告表のとおり、認定第2号について、北谷まり議員から通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

まず、保険料についてです。前期2018年・19年の保険料は2017年度末の剰余金約160億円のうち、2年度分として140億円を充てて、一人平均2,590円引き下がりました。しかし、今期2020年・21年は2019年度末剰余金残高約117億円のうち、2年度分として90億円しか充てていないことから一人平均7,257円の引き上げとなりました。支払準備基金だけでなく、約78億円の財政安定化基金も活用すれば、保険料の引き上げは抑制できたはずですが、2019年度末に117億円も残し、基金の活用が全く不十分であると言わざるを得ません。どう考えておられるのか伺います。

次はマイナンバー制度についてです。2021年3月からマイナンバーカードを保険証としても使えるとのチラシが、保険証の一斉更新時に同封されました。マイナンバーカードでの受診は、医療機関内でのカードの紛失・盗難、番号漏洩などのリスクが高まり、事務負担増となることが懸念されます。保険証とカードとの一体化で、事実上の取得義務化が始まるのが危惧されます。マイナンバー制度は、複数のデータベースに記録されている個人情報に番号を付けてデータを集め、それにより個人の人物像を推し量り、社会保障費の抑制を図ろうとするものです。現に保険料負担への金融資産保有状況の反映のあり方が検討されています。また、民間企業の営利活動に利用されることも検討されており、漏洩、不正使用が起こればその被害は甚大です。日本の個人情報保護制度は欧州と比べても不十分であり、憲法が保障するプライバシー権が侵害されても、プライバシーが守られる規制、ルールがありません。マイナンバーカードの利用対象拡大は問題です。認識を伺います。

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを大義名分に導入されましたが、暮らしがよくなったなどの声は聞こえません。定額給付金申請のオンライン申請では、殺到する申請に受付を中止する自治体が続出しました。既に失敗が明らかなマイナンバー制度は廃止すべきです。連合長として廃止を国に求めるべきですが、どう考えておられるのか伺います。

次に保険料滞納についてです。滞納処分は、2012年度の69件から約10倍増え、2018年度の差し押さえ件数は666件となっています。減免や分割など個々の状況に応じた対応をせず、機械的な滞納処分を行っていることがあると考えられます。保険料が払えず滞納になるのは、年金から保険料を天引きできない普通徴収の場合で、月に1万5千円程度の年金か無年金などの低所得者が多く、介護保険料や消費税などで生活自体が厳しい実態があります。2018年度、差し押さえ666件のうち年金は315件、2019年度は566件のうち年金255件となっていますが、老齢年金など生活に欠くことができない財産は、全額の差し押さえは禁止されています。最低限の生活を脅かす可能性のある差押が行われているのではないかと危惧しますが、認識を伺います。

滞納はSOSであるとの認識に立ち、寄り添った対応が求められますが、神奈川県後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画には、納付相談の際に生活困窮を把握した場合は、生活支援窓口案内する、との文言は見当たりません。生活困窮者自立支援法に沿った内容を盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。また、短期証の発行をやめること、機械的な滞納処分をやめることを、県・市町村に求めるべきですが、その考えはあるのか伺います。

最後は、健康診査と歯科健康診査についてです。データヘルス計画によると、目標値は前年度実績に0.5ポイントずつプラスしていくとしており、2020年度の健診受診率の目標値は26.68%、歯科検診の目標値は5,439人になります。受診率向上には、受診券を送付しての周知徹底など、独自の施策が必要だと考えますが、現在検討していることは何か伺います。

○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、北谷議員の認定第2号関連の質問の1点目、令和2年度、3年度の保険料算定に係る令和元年度末の財政安定化基金及び剰余金の活用について、お答えいたします。財政安定化基金については、保険料が予定した収納率を下回ったときや、予想以上に給付費が膨らんだときなどの財政リスクに備えるために各都道府県に設置されており、国と県、広域連合で、それぞれ3分の1ずつ拠出しております。この基金については、国より、「保険料として必要な額の3%分を各年度末の残高として残すこと」と示されているため、保険料の抑制財源として活用した場合は、それを補填するための新たな拠出を必要とし、負担の先送りにもつながることから、当基金を所管する県と協議を行い、令和2年度、3年度の保険料算定においては活用しないこととしたものでございます。また、剰余金については、保険料算定時に見込んだ90億円全額を、国の通知に基づき、保険料の上昇抑制財源として活用しました。

次に、2点目の御質問、マイナンバーに関することについて、お答えいたします。マイナンバーと保険証をひも付けることについては、国によりますと、マイナンバーカードの健康保険証利用にはICチップの中の電子証明書を使うため、マイナンバーは使われず、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはないとされています。また、マイナンバー制度については、後期高齢者医療広域連合は国より保険者としてマイナンバーカードの取得促進を求められている立場であり、当広域連合では令和2年の被保険者証の一斉更新において、被保険者の皆さまにカードの取得を促す案内を同封したところでございます。

次に、3点目の御質問、差押についての認識、および滞納処分について、お答えいたします。保険料の徴収については、法令により、市町村の事務として規定されております。差押を含む滞納処分を行う場合には、支払能力があるにもかかわらず、特別な事情もなく、督促や再三の催告等によっても長期にわたり滞納している被保険者について、その納付資力を見極めた上で、法令の基準により、市区町村において適正に処分が行われているものと認識しております。

また、滞納処分に際しては、納付相談や生活状況を調査する中で、納付できない特別な事情があると判明した方に対しては、生活支援部門を案内するなど、市区町村において、既に被保険者に寄り添った丁寧な対応がなされているものと考えております。当広域連合としましては、適正な処分が行われるよう、引き続き市区町村への支援に努めてまいります。

次に、4点目の御質問、健康診査の受診率向上のための施策について、お答えいたします。健康診査の実施については、県内全体の受診率向上を目指し、当広域連合と市町村それぞれの

広報紙やホームページでの周知に努めております。また、実施主体である市町村が行う受診率向上の取組事例を取りまとめ、情報共有を図っているところがございます。今後についても、市町村へ交付する補助金の基準見直しなど新たな支援の検討を進め、市町村と連携し、健康診査事業の充実に取り組んでまいります。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

財政安定化基金について伺います。全国後期高齢者医療広域連合協議会から、財政安定化基金を後期高齢者の保険料負担の増加抑制のために、活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ることという要望を出されているのですから、神奈川県広域連合としても独自に基金の活用ができるはずです。今期の剰余金残高と財政安定化基金は、万一の保険料引き下げに使えるものですから、県との協議を含め、その意思があるのか伺います。

そして、滞納処分の部分ですけれども、毎年神奈川県後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画というものを作成しておられます。そして、生活支援窓口案内などの寄り添った対応については、既に市町村においてやっているものと考えているというお話でしたが、そうであるならば、この計画にきちんと盛り込むべきだと思います。生活困窮者自立支援法に沿った内容を盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁をお願いします。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

北谷まり議員の再質問について、保険料を抑制するための方策についてお答えいたします。保険料の算定に当たっては、被保険者数や一人当たり医療費が大きな要素となることから、市町村の協力を得て、できるだけ正確な被保険者数を把握するとともに、一人当たり医療費の伸び率や診療報酬改定などを勘案して、医療給付費の動向を精査し、その見込みの精度を上げるよう努めてまいります。

また、令和3年度末に見込まれる剰余金につきましては、国の通知に基づき、その全額を保険料抑制のための財源として活用します。

なお、財政安定化基金の活用につきましては、先ほど連合長からもお答えさせていただきましたとおり、負担の先送りにつながることから、保険料算定時に当基金を所管する県と協議してまいりたいと考えております。

また、収納対策に係る、必要に応じて生活支援部門へ案内することについて実施計画に追加すべきではとの御質問につきましては、今後の計画を策定する中で、市町村からの意見等を踏まえた中で検討してまいります。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

認定第2号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。認定第2号を認定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第19、同意第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。」とありますので、2番、山本たかし議員の退席を求めます。

(山本 議員 退席)

事務局に提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。議場配付資料②の13ページを御覧ください。広域連合議会議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに山本たかし議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。山本氏の略歴は、15ページの履歴書のとおりでございます。監査委員の適任者と存じます。

選任について、議会の御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第1号に同意することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は同意することに決定しました。

退席中の山本たかし議員の入場を許可します。

(山本議員 入場)

ただいま選任同意をしました、監査委員の山本たかし議員から、御挨拶をお願いします。

山本たかし議員。

○2番議員（山本 たかし君）

ただいま、議員の皆様方から、御賛同をいただき監査委員に就任しました山本たかしでございます。9,500億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性和重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。簡単で

はございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野田 雅之君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第 20、陳情第 5 号後期高齢者医療への国の責任ある財政支援の拡充、医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情について議題といたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料②の 17 ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第 136 条及び第 141 条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後 4 時 11 分 休憩

午後 4 時 34 分 再開

【委員長報告（陳情第 5 号）】

○議長（野田 雅之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 20、陳情第 5 号、後期高齢者医療への国の責任ある財政支援の拡充、医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

石川将誠議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（石川 将誠君）

ただいま議題となりました陳情第 5 号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました、議場配付資料③の 1 ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択とすべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（野田 雅之君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、北谷まり議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7 番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

陳情者は高齢者や医療関係者で構成される、75歳以上の医療費2割化反対実行委員会で、国に対し、財政支援の拡充と医療費の窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求めています。

75歳以上の医療費窓口負担2割が検討されている、全世代型社会保障検討会議では、この夏の予定だった最終報告の取りまとめが先送りされました。この会議の構成員には、肝心の労働界の代表や医療、介護の現場や受給者の代表が誰一人参加していません。検討会議に入っていない、日本医師会の横倉義武前会長は昨年9月、会見で「日本医師会は国民の健康と生命を守る立場から国民が必要とする医療・介護を過不足なく受けられるようしっかりと主張していく」と、社会保障改悪の動きをけん制しました。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。必要な医療を受けられる機会の確保、というならば、窓口負担の現状維持は当然です。

今年8月、全国後期高齢者医療広域連合協議会が提出した要望書には、財政関係について、「高齢者だけが負担増とならないよう国の責任ある財政支援の拡充」を求め、窓口負担のあり方については、「必要な医療を受ける機会が確保されるよう、十分な議論を重ねること」を求めています。

神奈川県広域連合議会からも意見書をあげれば、負担増ストップへの大きな力になります。既に長野県広域連合、宮城県広域連合、そして今年の3月、府中市議会では本会議で逆転採択となりました。高齢者・医療関係者の皆さんの声に応じて、採択しようではありませんか。

○議長（野田 雅之君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第5号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（野田 雅之君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。お手元に配付いたしました議場配付資料③の3ページから5ページを御覧ください。ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（野田 雅之君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思えます。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（野田 雅之君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

本定例会の閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、限られた時間の中ではございましたが、さまざまな議案について、熱心な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の審議内容も踏まえ、今後も県や市町村と連携を密にしながら、県内115万人を超える被保険者の皆さまが、日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、医療保険者としての責務を、全力で果たしていく所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様方にも、引き続き、御指導と御協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（野田 雅之君）

これもちまして、令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時43分 閉会

○議決結果等

| 議案 | 件名 | 結果 |
|-------|---|-----|
| 承認第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)) | 承認 |
| 承認第2号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) | 承認 |
| 承認第3号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)) | 承認 |
| 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) | 承認 |
| 議案第8号 | 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について | 可決 |
| 認定第1号 | 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 認定第2号 | 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 同意第1号 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて | 同意 |
| 陳情第5号 | 後期高齢者医療への国の責任ある財政支援の拡充、医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情 | 不採択 |

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

| | |
|------|-------|
| 臨時議長 | 今井 実 |
| 議長 | 野田 雅之 |
| 議員 | 滝口 友美 |
| 同 | 福地 茂 |